



報道関係者各位

令和6年7月8日（月）

【照会先】

萩労働基準監督署

監督・安衛課長 井本 洋平

電話 0838-22-0750

## 労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

萩労働基準監督署（署長 矢野 和明）は、令和6年7月8日、株式会社シンラテックほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁に書類送検した。

記

### 1 被疑者

- (1) 株式会社シンラテック  
（事業場の所在地 山口県長門市）
- (2) 同社 現場代理人

### 2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第518条第2項（作業床の設置等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

### 3 事件の概要

被疑者株式会社シンラテックは、建設業を営む事業者であるが、同社の現場代理人は、令和5年12月3日、長門市内の木造建築工事現場において、地上から高さ約3.5メートルの梁の上で、自らが上棟式の準備作業をするに当たり、墜落により危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、防網を張り、要求性能墜落制止用器具（※）を使用する等の墜落防止措置を講じなかった疑い。

同現場代理人は上記箇所から墜落し、重傷を負ったもの。

※要求性能墜落制止用器具・・・墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具のこと。（作業箇所の高さに応じてフルハーネス型や胴ベルト型のものを使用します）。

## ○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、百五条又は百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、百十六条、百十七条、百十九条又は百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## ○労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。